



## ▶都税事務所からのお知らせ

## 個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

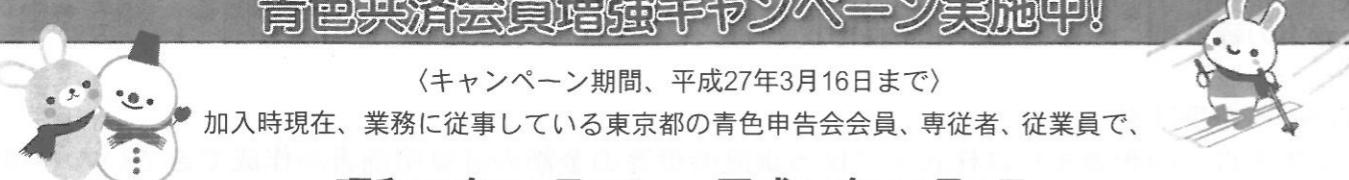
地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に提出する必要があります。詳細は、HPまたは下記問合先へ

問：主税局課税部課税指導課 03-5388-2969

## ▶事務局からのお知らせ

## 青色共済会員増強キャンペーン実施中！

〈キャンペーン期間、平成27年3月16日まで〉



加入時現在、業務に従事している東京都の青色申告会会員、専従者、従業員で、

生年月日が 昭和28年11月2日 から 平成11年11月1日 までに生まれた方

## 新規・追加加入の方全員に QUOカード贈呈！

さらに大森会独自のキャンペーン実施中 ※掛金は、必要経費となります。

## [会費・手続]

- ・会費(掛金)は1人月額1,000円です
- ・会費は原則として3ヶ月分前納です
- ・お申込人となる方は東京都内の青色申告会員(事業主)に限ります
- ・加入申込書(票)に必要事項を記入押印の上所属青色申告会へお申込みください
- ・ご加入にあたっての健康診査はありません
- ・ご加入にあたり、同意確認のため、対象者全員の加入申込書(票)への記名押印が必要となります

## [保障(補償)の責任開始日の注意事項]

加入申込日から保障(補償)開始日までの間に入院等された場合はお支払いの対象外となり、かつ、上記の「加入いただけない方」に該当した場合は、契約の取消し(解除)となります。



## 確定申告期スケジュール

平成26年分 決算確定申告指導	電話で予約 平成27年 1月29日(木)～3月9日(月)	完全予約制 電話でお申込下さい。 土曜日の予約は2月21日、2月28日、3月7日の3日間で午前のみとなります。
	先着順受付 平成27年 3月10日(火)～3月16日(月)	受付時間：午前9時～11時30分、午後1時～3時30分 先着順で受付ます。 土曜日の指導は3月14日午前中のみとなります。 ★混雑が予想されますので予約制の期間をご利用ください。
平成26年分 消費税確定申告指導	先着順受付 平成27年 3月23日(月)～3月31日(火)	受付時間：午前9時～11時30分、午後1時～3時30分 先着順で受付ます。 ★消費税の確定書が届いていなくても課税事業者は申告が必要です。

## 「確定申告のご相談」お出かけ前チェックリスト

e-Tax・代理送信をご利用の方には、所得税・消費税の申告書は送付されません。

チェック欄	チェックする内容
	平成24年・25年分の決算書、申告書の控えはありますか？（2年分が必要です） (損失・株の申告・修正・更正があった場合はその控え)
	各種帳簿、月別集計表の記入・合計は出来ていますか？
	自由業・給与所得者は支払調書・源泉徴収票はありますか？
	年金受給者は日本年金機構等（旧社会保険庁）より送られてくる源泉徴収票がありますか？
	申告会から送られてくる減価償却表はありますか？
	減価償却の対象となる資産の購入・変更のある方は明細書・領収証はありますか？
	借入金のある方は、計算明細表がありますか？（26年中に支払った借入利息がわかるもの）
	源泉徴収簿（専従者・従業員）の源泉税領収証書（納付書）がありますか？
	医療費の平成26年1月～12月に支払った金額の集計が出来ていますか？
	領収証はありますか？
	国民健康保険の平成26年1月～12月に支払った金額の集計ができますか？
	国民年金の平成26年1月～12月に支払った領収証書または、控除証明書はありますか？
	領収証書の原本または、控除証明書の添付が義務付けられましたので必ずご持参ください。
	国民年金基金の控除証明書がありますか？（加入者のみ）
	介護保険の平成26年1月～12月に支払った金額の集計ができますか？
	生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の控除証明書がありますか？（加入者のみ）
	地震保険料・長期損害保険料の控除証明書がありますか？（加入者のみ）
	小規模企業共済の控除証明書がありますか？（加入者のみ）
	下書きはお済みですか？申告会で送付した決算書・申告書の下書き用をご利用下さい。
	朱肉印鑑（認印で可）はありますか？（シャチハタ印不可）
	その他、土地・建物の売買のあった方は事前に内訳書の作成ができますか？
	青色申告特別控除65万円を受けられる方は、必ず帳簿をご持参ください。
	e-Taxによる電子申告をされる方は、住基カードはありますか？
	ログイン番号・パスワードは分かりますか？電子証明書は更新しましたか？
	譲渡所得の内訳書（今年から申告期間中の譲渡所得の内訳書の作成は行わないこととなりました）
	株式等の計算明細書（今年から申告会での、株式等の計算明細書の作成は行わないこととなりました）